

合衆国ロースクール初学者教育法紹介

—— ハワイ大学ロースクールアメリカ法入門講義 ——

榎本雅記

目次

- . はじめに
- . ハワイ大学ロースクール
- . アメリカ法入門講義
- 1. 講義内容概観
- 2. アメリカ法紹介
- 3. 判例・制定法分析
- 4. リーガルライティング
- 5. その他
- . おわりに

. はじめに

2004年に法科大学院が発足してから早5年が経過し、徐々に法科大学院としての教育方法が確立していくとともに、さまざまな問題点も指摘されるようになってきている。法科大学院では、従来の理論中心の学習に加えて、実務教育にも相当な力点が置かれるようになっており、そのことは理論学習の面にも影響を与えているように思われる。その一つの表れとして、判例分析重視の姿勢の高まりをあげることができる。これは、法科大学院での学習が、より実践に近いものを目指している

ことに起因している。すなわち、実際に実務において問題を解決しようとする場合、当該具体的事案を分析、論点を抽出するという作業がもっとも重要なポイントとなってくるが、その能力を高めるために、判例分析がきわめて有効な手段であるからである。

また、法科大学院の理念の一つとして、人材の多様性も重視されており、そのため社会人や、法学以外の専攻の者からも広く人材を確保するよう求められている。ということは、まったく法律に素養のないいわゆる法学純粋未修者といわれる者を3年間で司法試験合格レベルにまで到達させることを前提として制度設計されているといえる。あるいは、いわゆる既習者が2年で卒業できるルートを設けていることから考えると、法学未修者をわずか1年間の学習で既習者のレベルにまで到達させなければならないともいえる。そこで特に重要となってくるのが、充実した初学者教育法の確立ということになってくるだろう。

本稿では、合衆国ロースクールの初学者教育法の紹介として、ハワイ大学ロースクールのアメリカ法入門講義という科目をとりあげてみたい。というのは、この科目ではコモンローの伝統にのっとった判例分析の方法が実践的に教育され、それが合衆国の法律について素養のない初心者に対して行われるものであったことから、上述した2つの観点から法科大学院の教育法を検討するのに格好の素材であると考えたからである。

筆者は、2008年8月より留学の機会を得て、ハワイ大学ロースクールにお世話になっており、最初のターム(2008年度秋学期)で、この授業に参加させていただいた。授業内容、教材、課題等すべてにわたって判例分析および初学者教育を考える意味で興味深いものであったため、担当教員(Prof. Alison W. Conner)等の許可を得て、その内容を紹介する¹⁾。

1. ハワイ大学ロースクール

本講義の紹介に入る前に、簡単にハワイ大学ロースクールについて紹介したい²⁾。ハワイ大学は合衆国ハワイ州にある唯一の州立総合大学であり、州内各地に複数のキャンパスをかかえるが、中心となるのはオアフ島にあるマノアキャンパスである。

ロースクールもこのマノアキャンパスに位置する。ハワイ大学ロースクールは、正式名称をウィリアム・S・リチャードソン・スクール・オブ・ロー(The William S. Richardson School of Law)といい、州内唯一のロースクールとして、1973年に設立され、現在では約280名のJ.D.コースの学生が在籍している。2005年のデータによると、J.D.(Juris Doctor)コース学生の司法試験(Bar Exam)合格率は81パーセント、とりわけ初回受験では89パーセントと高い合格率をほこっている(同年の全米平均合格率は64パーセント)。また、大学の地理的条件をいかした学生・教員の多様性もこのロースクールの特色であり³⁾、環境法プログラム、アジア太平洋法学(Pacific Asian Legal Studies)、ネイティブハワイアン問題にも力を入れている。

2003年秋学期から、伝統的なJ.D.コースに加えて、外国からの留学生を対象に、合衆国の法制度を学ぶための1年間のコースとしてLL.M.(Master of Laws)コースが新設され、毎年10数名の学生を受け入れている。LL.M.コースの学生は、自分の関心にしたがって、ほぼ自由にJ.D.コースの講義を受講できるが、それ以外に必修科目として本稿で紹介するアメリカ法入門講義という科目が設定されている。

2. アメリカ法入門講義

前述のように、アメリカ法入門講義(Introduction to American Law)は、LL.M.コース学生の必修科目として設置されている。本講義の目的は、アメリカ合衆国の法システムの特徴を知るとともに、コモンロー体系とシヴィルロー体系の違いを理解し、リーガルリサーチ、リーガルライティングの方法も紹介するというものである。この講義の入門的な性格にかんがみ、他の授業の開始より少し早めの日程で講義が開始されるという配慮もなされていた。

担当教員は、アリソン・コナー教授(Prof. Alison W. Conner)で、アジア法、比較法(とりわけ中国法)の専門家である。LL.M.コースの立ち上げ段階から同コースの発展に尽力され、同コースのディレクターを務められていたが、現在はインターナショナル・プログラムのディレクターとしてご活躍中である。本講義も長年にわたって担当されている。同教授は、学生に対してきわめて真摯かつ親身な態度で教

育に臨まれ、まさに入門講義の担当者として適任であり、同講義を魅力的なものとしているのも、彼女のこのような資質に多くを負っている。

受講した学生は、13名。出身は、サウジアラビア、ノルウェー、カンボジア、ポリヴィア、スイス、日本、キプロス、インドネシア、タイ、台湾、オーストラリア、身分も大学院生、弁護士、パラリーガル、政府関係者等と同ロースクールの特長の1つである多様性をまさに地で行く構成となっている。みな、もとより一定の審査を経て入学を許されているため、英語圏以外の出身者でも、言葉の障害は（私を除いて）ほとんどないように見受けられた。

以下では、まず本講義の全体構成を概観した後、講義の順に沿って、その内容を
使用教材、課題等もふくめ紹介していくことにしたい。

1. 講義内容概観

全体構成を概観するために、まず講義開始に先立って配布された2008年秋学期用シラバスを以下に提示する。

イントロダクション

本コースはLL.M.学生に、アメリカ法体系とその制度の基本的原則および特徴についての一般的な紹介を行うものである。受講者は最初に、法源、ケースメソッド、立法過程、連邦および州法域、アドヴァサリシステム、先例法理（Rule of Precedent）等、アメリカ法の基本原理を学ぶ。さらに、法律メモ（Legal Memorandum）の草稿作成を通じてリーガルメソッド、リーガルライティングの基本も学習する。

また、受講者がロースクールでの学習を成功させ、コースを有意義なものとするための方策も提供する。オリエンテーション中には、ローライブラリでのリサーチやコンピューターサーチの練習も行う。本コースは通常授業開始に先立って、3回の授業を行う。

使用教材

- (1) Toni M. Fine, American Legal Systems: A Resource and Reference Guide
- (2) John C. Dernbach et al., A Practical Guide to Legal Writing & Legal Method, 3d. ed.
- (3) その他教員が用意した配布物

コースアセスメント

評価は合格・不合格で行われる。本コースに最終試験はなく、授業での議論への参加と提出課題によって評価される。

受講者は授業、およびローファーム訪問等の特別セッションへ参加しなければならない。担当教員も講義を行うが、アメリカ合衆国のロースクールでは、生徒も諸問題について議論し、問題提起する機会が与えられている。アメリカ法体系を理解するために、アメリカ人がどのように法を学ぶのかを理解しなければならず、そのことが生徒の参加を当然に含むことになるのである。授業の参加に先立ち課題を読み、授業中に参照できるように教材を持参の上授業にのぞんでいただきたい。もちろん授業中の質問はいつでも歓迎する。

提出課題として、受講者はオフィスメモを準備することになる。このメモは与えられた素材をもとに検討するもの（Closed Research Problem）、すなわち課題作成に必要な判例はあらかじめ与えられ、それにそってメモを作成することになる。受講者は2つのメモ草稿を作成し、それによって合衆国法における実践的なリーガルライティングおよび法的構成（Legal Reasoning）の方法を学ぶことになる。課題、判例、解説は、別途配布される。講義のおわりには、クライアントへの報告、まとめとしてのメモの再構成の仕方も検討する予定である。

講義予定

(1) 8月20日 イントロダクション

この授業では、法源、裁判所の構成等、アメリカ法体系のもっとも大きな特徴のいくつかについて議論する。合衆国はコモンローの国である。が、そのシステムにはユニークな特徴がみられる。

(2) 8月21日 歴史と政府

今回は、合衆国の連邦制度の紹介を行う。最初に連邦と州の法域に関する問題について議論する。

(3) 8月22日 訴訟方式（Form of Action）、エクィティ、裁判官、陪審員

今回は、イングランドで発展したコモンローについて、古い訴訟方式とエクィティ法域を中心に検討する。イングランドとアメリカ合衆国とで、この両分野について根本的な変化が生じてきたとはいえ、これらの概念は、なお合衆国の法律学に影響を及ぼしている（受講者は古い令状（Writ）に関する詳細な議論を概観できる。）。また、合衆国のシステムの重要な2つの側面についても議論する。すなわち、アドヴァサリシステムと裁判官・陪審員についてである。合衆国はイングランドを含めた他のコモンロー諸国より多く陪審を使用しており、かつ裁判官の選び方においてユニークである。

(4) 8月25日 ケースブリーフの作り方

今回と次回は、重要な法的技術であり、かつ合衆国において講義を受ける準備としても重要であるケースブリーフの作り方について練習する。授業で議論ができるように指定教科書の練習問題について「諸事案」のブリーフを作成しておくこと。

(5) 8月27日 ケースブリーフの作り方 (続)

授業で議論ができるように、Lucy v. Zehmer 事件を注意深く読み、配布教材のフォームにしたがってケースブリーフの草稿を作成しておくこと。受講者は授業においてみなで本件のブリーフを修正する。担当教員は事案の検討に先立ち、契約の基本的原則について講義する予定である。

(6) (7) 9月3日、9月8日 先例 (Precedent) と先例拘束原則 (Stare Decisis)

この2回の授業では、アメリカ合衆国の体系で運用されている先例についての正式ルールと先例拘束原則について勉強する。また指定教科書の練習問題 4A、4B もともに議論するが、自分自身の答えを準備しておくこと。

(8) 9月10日 事案の分析と区別

Mills 事件と Webb 事件を注意深く読み、比較検討しておくこと。サマリーを作成しておくことが有効であろう。これらの事案の事実と論点をどのように比較し、なぜ裁判所はそれぞれ異なった結論に達したのであるだろうか。配布教材中、上記事案のコピーの後に、(第2次) 契約法リステートメントの抜粋があり、そこにコモンローシステムにおける約因 (Consideration) に関する通常のルールと有効な契約のための必要事項が書かれている。

(9) 9月22日 事案を通じたルールの発展

今回は、MacPherson v. Buick 事件にいたる製造物責任 (Product Liability) に関するアメリカ法の展開をあとづける。最初に、MacPherson 事件がその基礎としている3つの初期の事案を議論する。受講者は、これら3件の事案について、判旨 (Holding) を書きとめ、簡単なまとめを作成しておくこと。MacPherson 事件についての裁判所の判断を検討する前に、これら3件のルールを分析する。その後、MacPherson 事件を読み、3件の事案の観点からこの判決について検討を加える。

(10) 9月24日 ルールの適用範囲

受講者は、Donoghue 事件に関する2つの意見 (イギリス体系で「ジャッジメント」と呼ばれている) からの抜粋を読んでおくこと。アトキンス卿の見解は、長年重要な判断とされてきた。われわれは Donoghue 事件の射程をどの程度まで広く読めばいいのか、また本件に関するイギリスの裁判官のアプローチをどのように MacPherson 事件におけるアメリカの裁判官のアプローチと比較すればよいのだろうか。事件の基本的事実と、判旨の射程に焦点をあてて検討せよ。

(11) 9月29日 制定法解釈のルール

今回は、合衆国法における立法の役割と制定法解釈のルールを検討するとともに、立法におけるコモンローの概念について考える。

(12) 10月1日 公園内自動車進入禁止 (No Vehicles in the Park)

今回は、「公園内自動車進入禁止」という仮設事例について議論する。受講前にこれらの事案について考え、配布教材に示された状況に当該制定法を適用する準備をしておくこと (そしてその際これまでに展開された先例を使用すること)。

(13) 10月6日 リーガルライティング: コモンローの分析法

今回以降の講義では、こちらが用意した教材に基づいたオフィスメモ作成を含めた、法的分析およびリーガルライティング練習に焦点をあわせる (すべての関連事案は、仮設の設例とともに配布される)。

(14) 10月8日 オフィスメモの作成

指定教科書のオフィスメモの見本を見て、配布教材の仮設設例の事実を読み始めること。授業では、オフィスメモに必要な要素と構成について検討する。

(15) 10月13日 オフィスメモの作成

今回はオフィスメモの各セクションに示された、考察 (Discussion)、事実の提示 (Statement of Facts)、検討課題 (Questions) について考える。これらのセクションの目的は何か、また標準的な構成はどのようなものか。

(16) 10月15日 オフィスメモの構成

今回は、オフィスメモ上に法的分析をどのように書き表すのかについて検討する。受講者は、書式や構成を検討しつつ、メモの準備稿を作成すること。

(17) 10月20日 自分の法的分析を説明する

今回は、いくつかの法的構成にかかわる問題、とりわけメモ、ブリーフにおいて、IRFAC (= I : Issues, R : Rules, F : Facts, A : Analysis, C : Conclusion) ないし IRAC を使ってどのようにパラグラフを構成するかについて考える。IRAC 構成は、期末テストの解答においてもきわめて有効な方法である。

(18) 10月29日 オフィスメモ課題返却とメモについてのグループディスカッション

(19) 10月29、30、31 オフィスメモ課題についての個人面談・指導

(20) 11月3日 各種引用方法 (Bluebooking) とオフィスメモの修正

今回は、受講者が作成したオフィスメモの最終修正のため、ブルーブックと引用法の紹介をする。さらに、校正・修正のやり方についても検討する。

(21) 11月12日 クライアントレター

今回はクライアントレターの形式と校正について検討する。リーガルメモは、法的問題

を検討したりアドバイスを与えたりするクライアントレターの基となることが多い。どのようにすればオフィスメモをクライアントレターに変えることができるのか。この変更方法を議論するために受講者は自分が作成したオフィスメモを持参すること。

㉒ 11月17日 メモからブリーフへ

今回は、訴訟の経過と、事実審・控訴審のためのブリーフ⁴を含む申立て (Motion) およびブリーフの役割を議論する。指定教科書の指定場所、およびサンプルブリーフを読んでおくこと。

㉓ 11月19日 メモからブリーフへ (続)

今回は、「スリップアンドフォール」のメモをブリーフに変換する方法を検討する。構成上、また論調的に、どのような変更が必要だろうか。

㉔ 11月24日 ロースクールの期末試験への臨み方

最終回の講義では、ロースクール期末試験のための準備と受験テクニックについて議論する。どのように準備すべきか、またアメリカの事例問題形式の試験に対してどのような解答アプローチがベストなのか。教員の中には、準備のための試験をし、それについて議論してくれる先生もいるだろう。受講者はそのような機会を有効に利用すべきである。

シラバスからも分かるように、非常に実践的な講義内容となっている。合衆国法に初めて触れる者を対象とした講義であるため、合衆国法、コモンローについて等の概説 (日本における一般的な「英米法講義」のような授業) が中心に行われるのであろうと予想していたが、その予想に反して、講義時間のかなりの部分が、オフィスメモ⁵作成に割かれていた。もちろん、合衆国法の概説もなされたが、それも日本の授業におけるようなレクチャー中心ではなく、予習段階で具体例を用いた課題を受講者が各自であらかじめ検討しておき、授業ではそれを前提として、討論を中心に展開されるものであった。

予習を前提とした講義であるため、講義開始に先立って、指定テキスト以外の配布教材が一括して受講者に渡された。指定教科書は2冊で、配布書類は全部で200ページを超えるものであったが、それらがきわめて有機的に活用されていたのも、印象深かった。

授業の雰囲気は、回を追うごとに学生側の発言が活発化し、授業後半では講義というよりもゼミナール的なものとなっていった。さまざまな国から集まってきた学生だけあって、疑問となる点や質問の角度 (およびレベル) も違って、その点も

非常に興味深いものがあったが、その反面、質問に対する回答に多くの時間が割かれ、授業進度に影響を与えた。そのため、講義終盤ではシラバスの講義予定を変更せざるを得ず、とりわけ前掲シラバス講義予定のうち第20回以降については、その内容が大幅に削られ、もしくはスキップされたのが、私としてはやや残念であった。

以下では、講義の進行にしたがって、大きくアメリカ法紹介、判例法・制定法分析、リーガルライティング、その他と四分し、その授業内容を、教材を一部ピックアップしつつ紹介することにする。

2. アメリカ法紹介

講義開始より数回で、アメリカ法の特徴等が概説された。内容的には、コモンローとは、コモンロー体系における先行判例の重要性・先例拘束主義、二元的な裁判所構成・法域、法源とその拘束力、連邦政府の構成と歴史等である。日本における多くの「英米法講義」の導入部分と比較的近いものであったが、時間の制約上、歴史的な部分については、リーディングの予習課題にほとんどすべてがゆだねられ、講義の重点はコモンローの内容について、シヴィルロー体系と対比しつつその特徴が解説されるという点におかれていた。

、については、今回の概説的な説明にとどまらず、後々具体的事例を用いての事案サマリーの作成、事案分析の段階においても繰り返し説明され、実践されることになる。

、では、連邦制ないし連邦と法の二元的な裁判所構成・法域に関する解説、合衆国の司法システムの特徴である具体的審理主義、司法消極主義 (憲法判断回避の原則) 等の解説がなされた。これも日本の「英米法講義」でおなじみの内容である。法源とその拘束力については、第一次的法源と第二次的法源の区別、ケースローないしコモンローのもつ先例としての効力についてかなり力を入れて説明がなされた。後者に関しては、先行判例のどの部分、またはどこの裁判所で出された先例が後行判例を拘束 (Binding or Mandatory Authority) し、または単に参考とされる (Persuasive Authority) に過ぎないのかという内容が中心であった。

以上のような導入的解説の後、コモンローにおける訴訟方式 (Form of Action) ないし令状 (Writ) についての解説がなされた。このさまざまに分かれる訴訟方式は、イギリス、合衆国いずれにおいても、19世紀後半に形式的には廃止されているが、そもそもコモンロー体系を形作ってきたものの一つがこの訴訟方式であって、現在の法体系にも影響を与えているということである。コモンローを完全に理解するためには、訴訟方式の内容把握が必要不可欠であり、詳細な内容は、他の授業、すなわち不法行為法、契約法、財産法等に譲るとしながらも、簡潔にその内容が説明された。以下が講義で配布された訴訟方式に関するハンドアウトの一つである。

コモンローにおける訴訟方式 (Forms of Action at Common Law)

損害の種類	陪審利用可能性	令状の名称および際立った特徴
人身への傷害 (Personal Injury)	可	Trespass to the person (Direct harm; \$ for harm)
	可	Trespass on the case (Indirect harm; \$ for harm)
	可	Special Assumpsit (Breach of contract duty; \$ for harm)
不動産 (Land)	不可	Real Actions (Freeholder; title)
	可	Ejectment (Leaseholder or freeholder; possession or title)
	可	Trespass quare clausum fregit (Direct harm; \$ for harm)
	可	Trespass on the case (Indirect harm; \$ for harm)
動産 (Personal Property)	不可	Replevin (goods taken; goods returned)
	不可	Detinue (Goods withheld; goods returned or \$ for harm at defendant's option)
通常原告の所持にかからない場合	可	Trover (Appropriation of goods; \$ for full value of goods at time of taking - "forced sale")
通常原告の所持にかかる場合	可	Trespass de bonis asportatis (Direct harm; \$ for harm)
	可	Trespass on the case (Indirect harm; \$ for

		harm)
契約・不当利得 (Contract/ Restitution)	不可	Covenant (Express agreement; sealed; liquidated or unliquidated damages)
	不可	Debt (Express agreement; usually unsealed; plaintiff has performed; liquidated damages)
	可	Special Assumpsit (Express agreement; unsealed; \$ for misfeasance and later for nonfeasance)
	可	General Assumpsit (Non-express agreement implied from conduct or by law; \$ for value of services rendered or goods sold)

このような解説に引き続いて、エクィティ等についての説明に移った。イギリスにおけるエクィティの発展状況およびアメリカ合衆国による継受の状況、コモンローとエクィティとの融合等についての概説がなされたが、講義で重点がおかれたのは、現在でもなおエクィティが合衆国の法律に影響をおよぼしているという点であった。そもそもエクィティがイギリスで発展したのは、コモンローによる紛争解決がやや硬直化している部分があり、救済ができないないしは不十分と考えられることがあったためである。そして現在、とりわけ合衆国においては、当初のコモンローの不完全さ・硬直性は、イギリスからの継受段階の取捨選別、継受後の改革によって相当程度解消されているものの、なおエクィティの伝統は現在の法制度に脈々と生き続けているとのことであった。

講義の中では、コモンローによる救済 (Legal Remedy) とエクィティによる救済 (Equitable Remedy) の違いに言及され、前者は金銭による賠償であるのに対して、後者はさまざまな方式による救済があるとの説明があり、エクィティによる救済の内容、すなわち、特定履行 (Special Performance)、解除・訂正 (Rescission/Reformation)、差し止め [緊急差し止め] (Injunction [TRO; Temporary Restraining Order])、擬制信託 (Constructive Trust)、転換 (Conversion) について簡単な内容説明があった。

その後、講義はアドヴァサリシステムおよび裁判官・陪審員についての内容に入っ

た。合衆国における裁判官の選任方法、裁判における裁判官のあり方、裁判官と陪審員との役割分担、陪審員の特徴等を含む多くの基本事項は、予習段階での課題にゆだねられた。裁判官の選任に関する歴史の変遷および現在の州裁判官の選出方法について詳述されたスペシャルレポート⁶がハンドアウトとして配布された。また、受講者の関心を高めようとするためにであろうか、論文や教科書的な資料とは違った、新聞記事・インタビュー記事等も配布された。たとえば、スカーリア連邦最高裁判事の行動・発言に疑問を呈するニューヨークタイムズの記事⁷、オコナー連邦最高裁判事の引退後の発言を取り上げた記事⁸、リチャード・ボズナー連邦控訴裁判事へのインタビュー記事⁹、陪審員経験者の体験談を記事にしたもの（「陪審員を経験して知ったもっとも驚いたことは何ですか？」との質問に対する回答を記事にしたもの）¹⁰である。このような資料は、日本の大学で法学部一年生を対象として開講されている、「法律学入門」で配布されている資料と近いものがあるように思われる。

以上のような硬軟取り混ぜたアメリカ法紹介を数回の授業で急ぎ終えたのち、さっそくより実践的な内容に入ることになる。

3. 判例・制定法分析

まず、ロースクールでこれからいろいろな授業を受けるにあたり、予習段階で判例を読み、その内容を簡潔にまとめることが非常に大切であることが強調された。事案を簡潔にまとめたものを「ケースブリーフ」と呼ぶが、このケースブリーフを的確に作成できる能力は、ロースクールでの学習のみならず、実務についてからも必要不可欠のものであるとの説明があった。本講義では、予習段階で学生は、指定教科書の章末に付された練習問題（短い事案からケースブリーフを作成する課題）をあらかじめ自分なりに解いておいて、講義で各自のブリーフの問題点等を検討するという形式がとられた。授業では、ブリーフを作成する場合に使われる一般的な書式が配布され、書式の各項目にどのような内容を過不足なく書いていくのが説明された。授業の最後には、教科書の練習問題に対する模範解答も配布された。

参考として、配布されたケースブリーフの書式と、教科書の練習問題¹¹および模範解答の一つを以下に示す。もっともこの書式はあくまで一例であって、事案によっ

ては不必要な項目もあるし、あまり堅く考えるのではなく、結局最終的にはたくさんのブリーフを作成する中で自分なりのフォームを見つけ出していくのが最上の方法であるとの指導もあった。

SAMPLE BRIEF FORM

. FACT

関連する重要な事実を簡潔な形で書く。

. PROCEDURAL HISTORY

どのような経緯で本裁判所に事案が至ったのかを簡潔に説明する（イニシャルや記号を使ってよい）。よく使われるイニシャルや記号は次のとおり。

Trial Court = TCT	Supreme Court = SCT	Appellate Court = AppCt
Defendant = D or	Plaintiff = P or	Summary Judgment = SJ
Reversed = Rev'd	Affirmed = Aff'd	

. ISSUE(S)

裁判所が判示（Holding）に至るために答えなければならない問題点を提起せよ。この問題点は重要なルールおよび事実（Fact）を組み込むことによって特定化せよ。

. RULES

本事案で述べられた法のルールを、本件の判示（Holding）と比べて、より一般的に適用できる形で示せ。

. HOLDING(S)

事実（Fact）にルールを適用して、争点（Issue）として提起された問題点に答えよ。

. REASONING

結論に至るために裁判所が使った分析を述べよ。争点（Issue）が複数ある場合には、争点ごとに理由付け（Reasoning）を分割せよ。

. POLICY

裁判所が政策判断によって結論を導いている場合は、裁判所の見解に底流する政策を示せ。

. CONCURRENCE AND/OR DISSENT

同意意見または反対意見で述べられた異なる理由付け（Reasoning）を示せ。

章末練習問題

以下の問題は、読者に判例分析を紹介するものである。問題文には、本章で議論されたすべての要素が含まれている。前述で示された書式を使用して、ブリーフを作成せよ。目標は、それぞれの要素をできる限り正確に設定することである。

Toad v. Ulrich (2002)

被上訴人である Michael Toad は、道端の売店で、旅行者向けに手作りの木製三脚椅子を販売していた。Toad の商売は最初低調であったが、近年かなり好調になってきていた。現在 Toad は、その商売によってささやかな収入を得ている。彼は当初より、自分の椅子を「Toad Stools」と呼んで宣伝していた。Toad がこの売店を営みだしてから 1 年後、上訴人である Bruce Ulrich も同様の店で同様の椅子を売り始め、その椅子の名前も「Toad Stools」であった。Ulrich が売店を始めたとき、Toad は「Toad Stools」という名前を使わないでくれと頼んだが、Ulrich は 2 年間その名前を使っていた。その後 Toad は本件訴訟にいたるまでの間、名称使用をやめさせるさらなる努力はしなかった。

Toad は、上訴人が商標権を侵害したとして訴えを提起した。Toad は、売り上げに対する損害として 45000 ドルの賠償請求と、「Toad Stools」という名前の使用を禁じる差止め請求をおこなった。事実審裁判所は、Toad に対する 40000 ドルの賠償と名称使用の差止めを認めた。それに対して上訴人 Ulrich は、Toad は積極的に名称使用をやめさせようとしていないのであり、事実審裁判所は商標権の侵害について誤った判断をしていると主張している。

コモンローにおける商標に関する原則によれば、商売および製品の名称は保護されるが、その保護は絶対的なものではない。ある商標が侵害されていることを知っている場合、その権利者は積極的に防御しなければならない。権利者が積極的に商標権を防御しない場合、競争者は 2 年経過後その商標を自由に使用することができる。「積極的な防御 (Actively Defend)」とは、必要ときは訴訟の提起も含む、熱心な努力のことをいい、Toad はその伝統的なルールにしたがえば、熱心な努力をしていたといえない。

しかし、われわれは、そのような訴訟を起こすための能力と資力をもつ大企業と、それらを持たない零細企業とを区別しなければならず、同様の基準で判断すべきでないと考える。商売が小さければそれだけ、積極的な防御をしなければならないとの要求は低い水準でみたとすべきである。Toad は Ulrich に対して働きかけ、名称使用をやめてくれるように頼んでいるのであるから、彼はこの要求をみたしている。したがって、Toad はコモンロー上の商標権保護を受ける資格を有する。上訴棄却。

模範解答

FACT:

原告は道端の売店で「Toad Stools」と呼ばれる木製椅子を売っている。被告は同様の椅子を別の売店で売り、「Toad Stools」と宣伝した。被告が椅子を売り始めたとき、原告は「Toad Stools」という名称を使わないように被告に頼んだ。被告は名称を使い続けたにもかかわらず、原告は 2 年後に商標権侵害訴訟を起こすまで、さらなる行動は起こさなかった。事実審裁判所は損害賠償と差止め請求を認めた。

RULE:

商標権の侵害を知りつつ、権利者が、必要なら訴訟の提起も含む積極的な防御をしない場合、競争者は 2 年後からその商標を自由に使うことができる。

ISSUE:

原告は積極的に商標権を防御したといえるか？

HOLDING:

いえる。「Toad Stools」という名称を使わないように被告に頼んだことで、零細企業の経営者として積極的に商標権を防御したというに十分である。

REASONING and POLICIES:

零細企業は大企業より少ない資力しか持っておらず、同一の基準で判断すべきでない。商売が小さければそれだけ、積極的な防御をしなければならないとの要求は低い水準でみたとすべきである。

このような加工された比較的短い事案についてのブリーフ作成から始めて、次は実際の判決文からブリーフを作成する課題に取り組むことになる。使われた素材は、1954 年にヴァージニア州最高裁でだされた Lucy v. Zehmer 事件¹²であるが、本判決は契約に関する重要な問題を含むものであるため、事案の分析に先立って契約の基本原則について簡単な解説があった。資料として、本件の判決文にくわえて、当事者間で交わされたとされる契約書 (伝票になされた走り書きのようなもの) のコピーも配布された。

ケースブリーフ作成指導の次は、先例 (Precedent) と先例拘束主義 (Stare Decisis) に関する説明があり、これもまた実際の判例を用いて、その実際に体得させるという方法がとられていた。この問題については、すでに最初数回の講義でなされたアメリカ法紹介の部分で簡単に説明されていたが、判例法形成の根幹にかかわる重要事項であるため、その内容理解をさらに深めようという趣旨である。

先例が拘束力をもつ、すなわち先例拘束主義が適用されるのは、同一裁判所の先例および同一法域の上位の裁判所の先例であるが、実際の事案を判断する上で、先例の拘束力の射程をどのように解すべきかは非常に微妙な問題である。もちろん、先例の事実内容との類似性の程度にも左右されるが、たとえば先例の射程をどのように解釈するかによって、当該事案の結論が正反対のものになることも十分にありうる。このような先例の扱い方について、具体的な事例を用いて講義の中で討議された。予習課題として提示されたものの一つを以下にあげておく¹³。

章末練習問題

あなたは事実審裁判所判事で、ある民事事件に関わっている。この訴訟で被告である Elizabeth Fowler は、当該訴状執行 (Service) は、「策略と欺罔により」なされたものであり、当裁判所には管轄権がないと主張している。Fowler は他州の住民であり、2 件の民事訴訟が自州で起こされる可能性のあることは知っていた。一つは、商人に委託金を返還しなかったことによる 5000 ドルの賠償訴訟であり、もう一つは保険金詐取にかかわる 200000 ドルの賠償訴訟である。彼女は前者については解決を望んでいたが、後者については望んでいなかった。前者の商人は、「委託金に関する訴訟は避けたい」と言っており、彼女は商人に支払う用意をしていた。彼女は、[当州の] 空港で商人と会い、支払いをした。この商人は、秘密裏に 2 件目にかかわる当事者たる、彼女に騙された保険会社と接触しており、彼女との空港での接触の機会に、保険金詐欺にかかる訴状も同時に彼女に対して執行した。

同州における関連先例は以下の一つのみである。

Eckersly v. Ramon (1981)

上訴人 Sean Eckersly は当州の住民であり、他州の住民である Hal Ramon に対して、契約違反を理由に訴えを提起した。Eckersly は訴状執行を確実にするために、Ramon の知り合い

数人に頼んで、当州に住んでいる Ramon の母親が末期的な病状にあると彼に伝えさせた。Ramon は、母親を訪ねるため当州に来ることを了解した。実際には Ramon の母親はロッキーマン脈でハイキングをしていた。Ramon は空港で Eckersly の代理人と会い、代理人は契約に関する訴訟の訴状を執行した。事実審裁判所は、執行は欺罔によりなされたのであるから裁判所は管轄権を欠くとの Ramon の主張を退けた。われわれはこの判断を是認できない。原告が、訴状執行のためこのようなひどい欺罔 (Shocking Fraud) を使った場合、司法システム全体の廉潔性が損なわれる。事実審裁判所は本件について判断をする権限はない。事実審判決破棄。

1. Eckersly 判決を先例として用い、あなたの裁判所が管轄を持つかどうかを判断せよ。そう判断した理由も検討せよ。
2. 1 に対するあなたの解答は、公正な結論としてあなたの感覚にかなうか。説明せよ。
3. 1 の解答で達した結論と反対の結論をサポートするように、Eckersly 判決を援用できるか。説明せよ。

講義ではこの事案をもとに討議がなされ、ある事案についての結論をだすために、先例がどのような形で用いられるか、説得的に自分の結論を正当化するためにはどのように先例を使うべきかについて、活発な議論がなされた。また、通常実務家は、依頼者に有利な結論を説得的に展開するために、不利と考えられる先例については、本件との違いをみつけ (Distinguishing Cases)、有利と考えられる先例については、本件との類似性に着目して (Analogizing Cases) 意見を展開することになるという説明をうけた。

そして、2 つの判決 (Mills v. Wyman 判決¹⁴および Webb v. McGowin 判決¹⁵) を読んで、ケースブリーフを作成した上で、なぜこれらの判決が異なる結論にいたったのかを考えるという課題が与えられた。またこれらの判決は、契約法上の約因 (Consideration) にかかわるものであるため、同時にそれに関するリステートメントも配布された。

先例に関する考え方を理解した上で、次に以上のような先例主義のもと、ケースローがどのように展開されていくのかについて、製造物責任 (Product Liability) に関する合衆国判例の展開過程を追いかけるという作業が課題とされた。具体的には、製造物責任を認めるについて重要な画期となった、Cardozo 判事の手になる

MacPherson v. Buick ニューヨーク州控訴裁判決¹⁶を素材に、同判決が検討している先例のうち、3つの判決（Winterbottom v. Wright 判決¹⁷、Thomas and Wife v. Winchester 判決¹⁸、Loop v. Lotchfield 判決¹⁹）があわせ検討された。さらに、イギリスにおいて過失不法行為を確立したことで有名な Donoghue v. Stevenson 判決²⁰も題材とされ、本件の射程をどのように考えるべきか、MacPherson 事件における合衆国裁判官の判断との比較等も議論された。

また、講義ではこの時期に図書館ツアーもおこなわれ、図書館司書による説明があったが、とおりいっぺんの図書館ツアーではなく、先例の追いかけ方について、MacPherson 事件を使って説明されるなど、講義の内容と有機的に結び付けられていたのが印象深かった。

これでコモンロー体系における判例の位置づけ、その展開についての講義が一応終了し、引き続き制定法の解釈のルールについて学ぶことになった。ここでも、一般的な説明の多くは、予習段階での文献購読にゆだねられ、講義時間の大部分は、具体的な事例、今回は簡単な仮設事例をもとに受講者が討議するという形がとられた。

一般的な説明としては、大要次のような内容が解説された。合衆国は一般的にコモンロー体系に属する法体系をもつ国であるとされているが、近年は制定法の持つ意味が大きくなっている。とりわけ、連邦レベルでは税法、社会保障法、環境法、金融・銀行法といった分野、州レベルではビジネス法、消費者法、家族関係法等の分野で制定法化が進んでいる。しかし、コモンローのもつ役割は、制定法主義諸国におけるそれとは、かなりの差がある。とくに、契約法、不法行為法、財産法の分野では、多くの部分がコモンローによってコントロールされ、制定法はコモンローにより確立されてきたルールを修正するという限度で使われている。講義の中でも、制定法解釈におけるコモンローの役割について、もっとも強調されていたように思われる。私の受けた印象では、合衆国における制定法解釈の方法自体は、日本等における法律解釈とそれほど変わらないが、合衆国の方が制定法の文言にごく忠実な解釈のみをおこない、言い換えれば許される拡大・縮小・類推の幅が小さく、文言をこえる解釈はコモンローを用いて解決するという手法をとっているように思われ

た。制定法とコモンローとの関係について、分かりやすいたとえとして、「コモンロー体系において法を制定するということは、バケツに入った水に石を入れるようなものである。すなわち、石はその分水を押しよけるが、水はすぐに石によって占められなかった間隙を満たすことになる²¹」という説明が、予習段階の購読文献にもあり、また講義でもコーナー教授が用いられていた。

一般的な解説の後は、具体的な設例を用いた、解説・討議に入った。ここでは、「公園内車両進入禁止 (NO VEHICLES IN THE PARK)」という仮設事例が使われた。配布されたハンドアウトを以下に示す。

公園内車両進入禁止 (NO VEHICLES IN THE PARK)

ビューティフィカ市には、広くて美しい公園が町の中心にある。市議会はこの公園を、騒音や交通によって害されない安全なものにしたいと考えている。公園内では、草や木、花、そして静けさを見つけることができる。また、遊び場とピクニックスペースもある。公園をこのような状態で残すため、市議会はある法律を制定した。

公園の入り口全部に次のような掲示がだされた。

「公園内車両進入禁止 (NO VEHICLES IN THE PARK)」

課題：以下の設例を注意深く検討せよ。この法律が各事例に適用されるか、また適用されるべきかどうかを判断せよ。法律の文言および法律の意図に注意せよ。すべての事例について両方の意見を書きとめ、法律を解釈し結論を示せ。

事例 1：John Smith 氏は町の片側に住んでおり、反対側に働いている。車でこの公園を通り抜ければ 10 分時間を短縮できる。

事例 2：公園内に多くのゴミ箱があるため、人々はゴミをゴミ箱に捨てることができ、公園はきれいに保たれていた。清掃係は、トラックで公園内に入り、ゴミを収集したいと考えている。

事例 3：2 台の警察車両が銀行強盗の容疑者を追跡している。警察官の一人が公園を横切れば、2 台のバトカーで容疑者車両を捕捉できる。警察官は公園内を車両で横切りたい。

事例 4：自動車事故で重傷を負った人を乗せた救急車が病院に急いでいる。もっとも短いルー

トは公園を横切るルートである。

事例 5：公園に来ている子どもたちは公園で自転車に乗りたいと考えている。

事例 6：Thomas 氏は、ベビーカーに赤ちゃんを乗せて、公園を散策したい。

事例 7：お国のために亡くなったこの町の市民の記念碑が建設されている。政府は戦車を寄贈し、退役軍人会は記念碑の横にその戦車を置きたいと考えている。

事例 8：Sarah さんは電動式車椅子をもっており、毎日それで公園に行きたい。

日本のいわゆる法学入門のテキストでも出てきそうな事案であり、事例の多くが、比較的意見が一方に偏りそうなものだったため、議論があまりおこらないのではないかと危惧したが、授業ではおどろくほどいろいろな意見がだされ議論は白熱した。授業後に学生と話をしていると、自分は必ずしも授業内で述べた意見をとるわけではないが、反対意見が出たほうがおもしろいので、そのような意見を無理にぶつけたと言っていたのが興味深かった。また、同時に予習の課題とされた以下の章末問題²²も議論の対象とされた。

以下の練習問題は、裁判官や立法者が直面する難問を示すためのものである。この練習問題に答えるに際して、自身の政策判断・価値判断がどこからくるのか、他の判断がより適切ではないのか、自身の判断がどのような結論を導くのかを自問しなさい。

章末練習問題

- あなたはある州の議員で以下の法律の賛否を投票しようとしている。この法案に賛成するのか反対するのかを述べ、その理由を説明せよ。
 - オートバイに乗る人にヘルメットの着用を義務付ける法案
 - 一般消費者に食品・飲料を生産する会社に対して、発がん性物質を含むことを知らせる警告ラベルを製品上に貼ることを義務づける法案
 - 結婚許可証を申請したカップルに対して、結婚が本当に適切なものかを彼らによく判断させるため、許可証付与の前に、12 時間の心理カウンセリングおよび心理テストを受けることを義務づける法案
 - タバコの喫煙を禁止する法案
- あなたのそれぞれの判断は、総合的なものですか。説明せよ。

- あなたの判断が総合的であることが重要だと思いますか。裁判所の判断が総合的であることはより重要であると思いますか。説明せよ。

4. リーガルライティング

判例・制定法分析の手法を終え、残りの講義の多くの時間は、最終課題の作成に向けられた。最終課題の内容は、一定の仮設事例（転倒事件；"Slip and Fall" Problem）を読み、オフィスメモを作成するというものである。事例分析に必要な十分な先行判例も同時に与えられた。もちろん、いきなりこれまでの講義で得た知識のみでオフィスメモを作成することは困難なため、講義外で自分なりに作業を進めつつ、講義内ではオフィスメモとして必要な要素、事案の具体的な分析方法、メモの記載方法等について、指定教科書の課題やサンプルを参照しつつ詳細に解説がなされた。

オフィスメモ作成にあたって、講義でまず強調されたことは、メモの内容がよく分からない場合、それは読み手ではなく、書き手に責任があるということである。とりわけ読み手が依頼人である場合、依頼人がどのような人であっても、その内容を理解してもらえるように書くのが、弁護士の務めであり、オフィスメモを書くにあたって常に念頭におくべきことであるとの指導があった。

オフィスメモに書くべき要素は、あて先がだれであるかによって若干異なってくるが、基本的には、表題、提示されている問題点、簡潔な回答、事実の記述、議論の内容、結論、が必要とされる²³。

では、あて先名、メモ作成者名、日付、用件が記載される。では、争点が通常は疑問文の形で提示される。複数の論点を含む場合は、それぞれきちんと分割して書き分けることが要求される。は、に対する回答と簡潔な理由が記される。回答の冒頭は、"Yes"、"No"、"Probably yes"、"Probably no" という形で結論が端的に述べられ、その後にその結論にいたった簡潔な理由が述べられる。は事件内容の記載、では事案が詳しく分析されるが、関連制定法、過去の関連する判例等の分析がなされる。ここでの分析はで提示された論点に沿って議論されることが要求される。そして最後に結論として、で本事件へのあてはめと予想される

結論が示されることになる。

さて、実際に提出課題としてみなが取り組んだのは次のようなものであった。

アメリカ法入門講義

オフィスメモ課題の提出にあたっての注意事項

メモ作成のための資料

この冊子は、提出課題であるオフィスメモ作成のための資料が含まれている。事件内容をよく読み、その後、以下に示された6つの判例を読みなさい。本課題は、「他に資料を必要としない ("Closed")」課題である。配布判例に基づき適用される法について分析しなさい。各判例のケースブリーフを作成することが、本件につき結論に至るための助けになるだろう。疑問点がある場合は、授業で質問することができ、授業で設問やオフィスメモについて議論し、また私が背景説明をすることになる。メモ作成の過程で、クラスメートと設問および判例について話し合うこともできる。しかし、実際のメモは自分自身で作成すること。資料として以下のものが配布される。

(1) 「転倒事件 (Slip and Fall)」の設例 (Fact Pattern)

(2) 援用すべき6つの判例

Gump v. Wal-Mart Store, Inc. (2000)

Young v. Price (1963)

Friedrich v. Department of Transportation (1978)

Hascup v. City and Country of Honolulu (1982)

Wong v. Hawaiian Scenic Tours, Ltd. (1982)

Corbett v. Association of Apartment Owners of Wailua Bayview Apartments (1989)

メモの書式

以下の書式でメモを作成しなさい。

(1) 8½ x 11 インチの書面に、四方それぞれ1インチの余白をとること。

(2) メモの長さは、見出しおよび引用部分を除いて、ダブルスペースでおおよそ10~12ページにすること。

(3) 書体は Times New Roman 12 ポイントもしくは教員が認めた同等のフォントを使うこと。

メモ草稿の提出期限

以下の期日までに教員補佐室にメモを提出すること。

(1) 第1草稿は2008年10月24日午後4時

(2) 第2草稿は2008年11月10日午後4時

事例

あなたは弁護士事務所の新しい共同経営者である。あなたの事務所は、Nicki Yu 氏の代理人として King's Hospital を相手方とする「転倒事件」に関わることになった。Nicki Yu 氏は、事務所との初期におこなわれた話し合いで、次のような経緯で事故が起きたと説明した。

Nicki Yu 氏はオアフの Town 銀行で2008年の夏、夏季インターンとして働いていた。彼女はハワイ大学の MBA プログラムでクラスで一番の成績をとって一年目の課程を終えたところであった。Nicki は、インターンシップで得られる金融実務にとっても刺激を受けていた。彼女は、同級生の多くが不況の影響をうけていたので、この素晴らしい夏の経験を特に幸運に感じていた。彼女は銀行により印象をもってもらおうと一生懸命で、最初の1週間を休みなく働いた。彼女は朝一番に出社し、夜は一番遅くに退社する一人で、週末の多くも仕事をした。Nicki は、その知性、勤勉さ、献身性から、すぐに希望の星として銀行の評判を得るようになっていた。

残念なことに彼女の私生活はあまりうまくいっておらず、この夏季インターンシップは、フィアンセである David との関係にも影響を与えていた。David は、Nicki と長い時間を一緒にすごせる機会として夏休みを楽しみにしていたが、彼女は、厳しいインターンシップのためすべての時間がとられた。事故のおきた前日の夜、久しぶりに夕食をともにしたとき、David は Nicki に対して現状についての不満をいい、喧嘩になった。South Pacific 銀行が Town 銀行に対して敵対的買収をかけるとの発表をしたため、Nicki はその夜そのことで頭がいっぱいだった。Nicki が David の言うことをうわの空で聞いていることに気づき、David は、Nicki が仕事のため自分との関係を犠牲にしているといって非難した。Nicki はそれを否定したが、夕食後職場にもどり、明け方2時まで働いた。

次の朝、Nicki は4時間だけ睡眠をとり、いつもどおり7時に出勤してすぐ働き始めた。職場の雰囲気は張り詰めており、シニアマネジャーは非公開の会議を開き、スタッフは敵対的買収についてや、自分の職がどうなるのかについてささやきあっていた。Nicki はとても疲れており、朝はあまり集中できなかった。インターン仲間の Jill Smith が彼女に何かあったのかとたずねてきた。Nicki は昨夜 David と喧嘩して後悔していると Jill に打ち明けた。そして、Nicki は、仲直りのため、カードとコンサートチケットを買おうと決めた。あまり時間がなかつ

たので、昼食時間の間に道向こうのギフトショップに行こうと決めた。

正午ごろ、短いランチタイムをとるため、Nicki はランチのサンドウィッチと、David に渡すカードを買うため King's 病院の中庭に向かった。彼女は、携帯電話とパーム・パイロット（超小型パソコン）を手に持ち、秘書にちょっと外に出てくると言って、エレベータに飛び乗った。当日は、蒸し暑い6月の午後で、風もなかった。Nicki が建物の外に出たとき、気温と湿度が急に変わったので眼鏡が曇った。Nicki は信号がかわるのを待ちながら眼鏡を拭いた。彼女は道を横切り、King's Hospital のロビーに入り、Kengi's Card and Gift Boutique に向かった。数分カードを探し、David にあげるよいカードを見つけた。Nicki は代金を払い、職場に戻り始めた。外の歩道にでたとき、サンドウィッチを買い忘れたことに気づいた。彼女はUターンして King's 病院に戻った。病院のロビーに入ると涼しいエアコンの風が彼女に向かって吹いてきた。

Nicki が SubMariner's（サンドウィッチ店）に急ぎ歩いていると、携帯電話が鳴った。上司のマネジャーからの質問の電話だった。Nicki は、携帯電話を肩にはさみ、メモをとるため、パーム・パイロットのスイッチを入れた。彼女は誰かとぶつかり、David のために買ったカードを落とした。カードを拾い上げ、Submariner's へ歩き続けたが、その間彼女は上司と携帯電話で話していた。突然、Nicki はつまづいて、頭から大理石の床に転倒し、携帯電話とパーム・パイロットが床を滑っていった。Nicki は右手と右足とにひどい痛みを感じた。King's 病院の守衛である Sam Weld 氏は、近くでゴミ箱を掃除していたが、Nicki のところに急いで助けに来た。病院の受付係である Michelle Hee 氏も、受付台のところから彼女を助けに走ってきた。多くの人々が何が起こったのか見に、Nicki のまわりに集まってきた。Michelle が何が起こったのかを Nicki にたずねると、Nicki は何かにつまづいたと思うと答えた。Nicki はまわりを見渡したが、見えたのは数フィート先にのこされた、カタカタ動いているオレンジ色のトレーだけだった。また彼女は、SubMariner's の入り口近くのゴミ箱の上に、同じようなトレーがうずたかく積み上げられているのにも気づいた。ゴミ箱はあふれており、上にはいろいろな色のトレーが積まれていた。

Michelle は Nicki を助け起こそうとした。Nicki は、Sam がすべてのオレンジ色のトレーを拾い始め、ゴミ箱を掃除し始めたのに気づいた。King's 病院の看護師が助けるために立ち止まり、車椅子をよび、Nicki は救急治療室に運ばれた。担当の医師が脳震盪の状態を調べ、膝と腕のレントゲン写真を撮り、Nicki は転倒によって手首と人差し指が折れているだけであると診断した。しかし、Nicki は手首と人差し指の手術をうけ、残りの夏中腕を動かないように固定しなければならず、とても落胆した。痛みは残り、数ヶ月理学療法をうけた。また彼女は手首をあまり動かすことができなくなった。Nicki は、夏の残りの期間、銀行での義務を果たすことができず、この事故で正社員へのオファーを受ける希望はなくなったと思っている。

今までの証拠開示手続きを通して、被告である King's 病院側に関する以下の情報があきらかになっている。

事故現場である King's 病院は、Tower 銀行と道を挟んで向かい側にある。King's 病院は、私立の非営利医療施設である。ハワイ最大の私立病院で、550 床の救急ベッドと 35 床の準救急ベッドの認可を受けている。King's 病院は、スタッフとして 3500 人の従業員と 1250 人の医師をかかえている。King's 病院はホノルル市のダウンタウン商業地区の端にある大きな交差点のところに位置する。King's 病院設立以来今日までの間に、いくつかの大きなオフィスタワーが病院のすぐ近くの場所に建てられた。この場所はあたらしいビジネスとビジネスマンを相手にするレストランや商店にとっての人気の場所となった。

King's 病院は数年前、コストの上昇と保険改革のため、財政的不安を経験した。King's 病院は、ボランティアと病院従業員の手でギフトショップとカフェテリアを運営していた。しかし、財政的問題を一部軽減するため、数年後病院の理事会は病院の一階フロアのスペースを外部の商人に賃貸するという計画を了承した。2年後病院は一階フロアの大改装を終えた。現在一階フロアは、10000 平方フィートを超える小売スペースで構成され、まわりには緑と噴水が見える感じのよい中庭となっている。また、緑のオアシスの中で病院スタッフや訪問客、店の顧客があつまり、リラックスできるように、中庭にはダイニングテーブルや椅子がおかれている。小売スペースのいくつかは道路に面している。小売スペースは、1 平方フィートあたり月 2.5 ドル～3.5 ドルで賃貸されている。小売スペースは年間平均 360000 ドルを超える賃料を病院にもたらしている。

立地条件がよいため、小売スペースはさまざまな商店にすぐに貸し出された。Javabucks、Rhumba Juice、SubMariner Sandwiches 等の全国的なフードチェーンが、道路から看板が見られる一等地を賃借している。フードサービス店すべてが、客が食べるためのテーブル・椅子を店内にもっている。Kengi's Card and Gift Boutique、Bassett's 有機スナック店、Stephanie's Sunshine 花店、スープとサラダを販売する Lauren's QuickStop は、内側のスペースを賃借している。King's 病院の中庭は、病院スタッフ、訪問者や、近くのビルの会社員にも簡単に昼食を買えるとして大変な人気スポットとなった。中庭は、平日の 11 時半から 1 時半の間、お客で混雑していた。

小売店すべては、内装のメンテナンスおよび清掃のためそれぞれ独自のやり方を決めていた。フードサービス店はそれぞれ出入り口付近に、ゴミとトレイの回収のためにゴミ箱を置いていた。しかし、お客の一部は、中庭で食べるために食べ物とトレイを中庭に持っていった。店外での飲食について、明示的な方針はなかった。

King's 病院は一階フロアに 1 人の守衛を雇っていた。彼の職務には、トイレおよびフロアを一日数回掃除すること、ゴミ箱を必要に応じて掃除すること、中庭のフロアを常時目視するこ

とが含まれていた。Sam Weld氏は、当日午前7時から午後3時のシフトであった。彼は通常午前10時に昼休憩をとり、そのため中庭が混雑するランチアワーの間は職務に戻ることができた。Samはゴミ箱をきれいにしたり、ランチタイムに落とされた床のゴミをきれいにしたりと、午前11時半から午後1時半の間とりわけ忙しく働いたが、それでもゴミ箱はしばしばあふれた。Samは、以前上司に対してKing's病院はランチアワーの間、彼のフロア監視を助けるためもう1人守衛を増やす必要があると文句をいったことがあることを認めた。

King's病院は受付係のMichele Hee氏を雇っており、彼女は中庭への入り口にある受付に座っている。Micheleは病院訪問者を、中庭内部の一角にある病院エレベータに案内している。受付台は中庭への入り口付近にあり、受付係が中庭と入り口の両方を見えるような角度で設けられている。Michele Heeは宣誓供述書の中で、2008年6月26日のあの暑い午後、中庭内部は特に混雑していたと述べている。

あなたの上司の弁護士があなたに対して、King's病院の考えうる過失責任に関する3つの問題点を分析するように頼んできた。第1、上司は、ハワイ州における比較的近時の事例である、Gump v. Wal-Mart 事件判決をKing's病院に対して適用できるかどうかを知りたい。第2、もしGump事件が適用できないとしたら、一般的な土地所有者責任法 (Premises Liability Law) 上の過失をKing's病院に問えないか。第3、Nicki自身の行為は寄与過失 (Contributory Negligence) を構成しないか。あなたの上司はあなたに次のように言った。「損害賠償、SubMarinerの責任、その他については検討しなくてよい。King's病院は略式判決 (Summary Judgment) の申立をしてくるだろうし、クライアントにどれくらいの確率で病院が勝つのかをアドバイスしたいので、私が知りたいのはKing's病院の責任だけだ。だから、私が頼んだ基本的問題点に限定して分析をして欲しい。」

以上が、われわれに課された課題の事例である。この課題を分析するにあたって、用いるべき先例として同時に配布されたケースは、6件。すべて実際の判例であるので、詳細は実際の判決文にあたっただきたいが、以下で事案の概略と判旨を簡単にまとめておく。

【先例】 Gump v. Wal-Mart stores, Inc., 93 Haw. 417, 5 P.3d 407 (2000).

[事実の概要]

原告であるGump氏が大型ショッピングセンターWal-Mart内において、マクドナルドのフレンチフライに足を滑らせて転倒し、傷害を負った。原告は、Wal-Martを相手取り、損害賠償請求訴訟を提起した。なお、マクドナルドとは訴訟前に、5000ドルの支払いを条件に和解

が成立していた。

現場は、マクドナルドの店外ではあるがWal-Martの敷地内であって、マクドナルド店内には、「食べ物を店外に持ち出さないでください」とは書かれていたものの、客がマクドナルドの食べ物を店外にもちだしWal-Mart内にいてもWal-Martの店員が注意することはなかった。1審におけるWal-Martの支店長の証言によると、Wal-Martは1人ないし2人の従業員が店内を巡回し、危険物等の発見に努めており、また定期的に「ゾーンディフェンス」、すなわちこれが発令されると従業員は床に落ちているゴミやこぼれたものを拾うというシフト、を敷いていた。しかし、Gump氏が転倒したときに、このゾーンディフェンスがなされていたかどうか、また転倒前のいつになされたのかを特定することはできないと証言した。

Wal-Mart側は、フレンチフライが落ちていることに気づけなかったとして略式判決 (Summary Judgment) の申立てをおこなっていたが、却下された。1審の陪審は、通常損害 (General Damage) として20000ドル、特別損害 (Special Damage) として6500ドル、Wal-Mart側の責任を95%、Gump側の責任を5%として、Wal-Martに25175ドルの支払いを命じた。Wal-Mart側は、評決変更判決 (Judgment Notwithstanding the Verdict; JNOV) の申立てをおこなったが、裁判所は却下した。Wal-Mart側は、略式判決申立てを却下された点等を不服として控訴した。

2審は、略式判決却下の1審判断を支持するにあたって、運営形態ルール ("Mode of Operation Rule") を採用し、Wal-Martがフレンチフライに気づいていたことについてのGump氏の証明負担の軽減を認めた。また、Wal-Mart側はマクドナルドの責任について、交差請求 (Cross-Claim) をしていなかったことを理由に、マクドナルドを訴訟からはずし、証拠を排除した1審の判断を支持した。さらに、JNOV、1審やり直しの申立て却下の点も1審判断を維持した。Wal-Mart側は、Wal-Mart側が現実の認識ないし推定的な認識があったことについての証明もなく、合理的な注意をしていなかったことについての証明もない、また、マクドナルドの責任を証明する機会をうばわれ、さらにマクドナルドの支払った和解金を控除しなかった点を不服として、上告した。

[判旨]

マクドナルドが支払った和解金を控除しなかった点のみ、原審破棄、その他の点につき、上告棄却。

原審が運営形態ルール ("Mode of Operation Rule") を採用し、本件に適用した点に誤りはない。Wal-Martによる略式判決の申立てを却下した1審の判断を是認するにあたり、2審は、運営形態ルール ("Mode of Operation Rule") を採用したが、その内容をまとめると次のとおりである。

「ビジネスの経営者が経営方策ないし運営形態として、危険な状態を合理的に予見でき、経営者がその危険な状態を発見し除去するに合理的な行為をとらなかったということを、原告が証明できた場合、損害を受けた当事者は、事故発生の特定の要因に関する実際の認識ないし推定的認識を証明することなく、賠償を受けることができる」。

危険な状態が、運営形態 ("Mode of Operation") から合理的に予想される方法以外の方法により発生した場合は、伝統的な証明責任の負担が原告に課される。商業施設は、運営形態 ("Mode of Operation") から発生する潜在的な危険状態に気づくべきであるから、被害を受けた原告は、被害の特定の原因について、被告が現実に認識していたことにつき、証明する必要はない。

運営形態ルールが、Corbett 判決【先例 1】でわれわれが判示した、土地所有者責任に関する伝統的なルールの論理的な延長であるとする控訴審の判示をわれわれは是認する。Corbett 判決で、われわれはつぎのように判示した。

「施設利用者に被害を与える不合理な危険を生じさせる状況が当該施設に存在し、施設所有者が不合理な危険を認識し、または認識すべきであった場合、施設所有者は、施設利用者に対して、不合理な危険を除去するに合理的な手段をとるか、利用者に適切に危険を警告する義務を負う」。

2 審が述べたように、Wal-Mart は、客がマクドナルドの商品をもって店内を移動することを知らながら許容し、商品が落とされることを予見できるのであるから、落とされたマクドナルドの食品が潜在的な危険を発生させようことを推定的に認識していたといえる。したがって、怪我をした原告が、Wal-Mart がその怪我の特定の原因を実際に認識していたということを証明することを要求されるべきではない。

われわれは、運営形態のルールの採用を是認するが、このルールの適用は本件の状況のような場合に限定されようと考え、控訴審の意見を明確にする。Wal-Mart は、客をよりひきつけ、店内に長くとどまらせるために、経営戦略として店舗スペースをマクドナルドに賃貸していたのである。また Wal-Mart は、その多くの場所において、マクドナルドの商品を客が Wal-Mart 店内に持ち込むことを妨げないことにしていたのである。この経営形態が、Gump 氏に傷害をあたえる原因となる危険を生み出していたのである。経営形態ルールのもと、Gump 氏は、Wal-Mart が怪我の特定の原因につき実際に認識していたことを証明する必要はない。2 審が、Wal-Mart による過失主張に基づく略式命令の申立てを却下したのは正当である。

【先例 2】 Young v. Price, 47 Haw. 309, 388 P.2d 203 (1963).

[事実の概要]

本件原告である Young 氏は、事故当時年齢 56 歳、健康状態良好の女性である。彼女は 1958

59 - 2 - 173 (名城 '10)

(28)

年 3 月 4 日午後 1 時ないし 1 時半頃、クヒオ通りとルアーズ通りの角にある自宅を出ようとしたとき、雨が降り出したことに気づき、傘を取りに戻った。その後、彼女はクヒオ通り南側の歩道を、東方向、ロイヤルハワイアン通り方向へ歩いていた。彼女は右肩にカンタス航空のかばんをかけ、中には若干の金銭、クッキー、保温ボトル、野菜とサンドウィッチの入った小型ジャーが入っていた。また左腕にはビジネス台帳をかけていた。右手に傘を持ち、眼鏡に雨がつかないように傾けて持っていた。彼女は、かかとのない、ラバーソールの靴を履いており、普通のセメント色をした歩道を半ブロックほど歩いていると、右足のつま先に「何かがぶつかり」、歩道上に転倒し、傷害を負った。その後辺りを見ると、自分が緑色のホースの上に転倒していることに気づき、そのホースは歩道を斜めに横切るようにおかれていた。このホースは被告建設会社所有のものであった。原告はこの転倒による傷害の賠償を求め提訴した。

事実審において、歩道の緑色ホースの周りには、オレンジ色で、先端部分が赤色のコーンが立てられており、そのうちの一つはコーン先端に赤色の旗を立てられていたことが分かった。被告側は、指示評決 (Directed Verdict) の申立てをしたが却下され、陪審評決は原告勝訴の判断を下した。被告側上訴。

[判旨]

原審破棄差し戻し。

被告建設会社は、歩道にホースを置いていたことにより生じた歩行者に対する危険を警告する義務があった。本件被告は、ホースの周りにコーンを立て、さらにそのうちの一つには旗を立てる等歩行者が怪我をしないように十分な措置を講じていた。原告は自身の安全のためになされるべき通常の注意をおこなっていたのであり、法的な観点から寄与過失 (Contributory Negligence) が認められる。事実審は、被告の指示評決の申立てを認容すべきであった。

【先例 3】 Friedrich v. Department of Transportation, 60 Haw. 32, 586 P.2d 1037 (1978).

[事実の概要]

原告は、1973 年に Kauai 島の Hanalei 埠頭に立ち入った。この埠頭は、ハワイ州の所有にかかるものでもともと 1912 年に作られ、1921 年に改築されたとはいえ、老朽化が進んでおり、車の進入は禁止されていたものの、徒歩による立ち入りは許されていた。事故現場にガードレール等はなく、まわりの海は底が浅かったが、過去に転落等による事故が起こった記録はなかった。

原告は事故前に、同所に数回きて近くで遊泳したりしており、コンクリートの埠頭上に水たまりがときどきできることを知っていた。事故当時、原告は底の擦り切れたラバーソールのサンダルを履いており、埠頭にみずたまりがあったため、それを避けて横を通り過ぎようとし

(29)

(名城 '10) 59 - 2 - 172

たが足を滑らせ埠頭端に転倒した。原告は頭部を海底に打ち、首下が麻痺する重傷を負った。原告は、州を相手取り、損害賠償を求めて提訴した。

事実審は、州は埠頭の維持管理等についての義務を果たしており、埠頭を使用者に対して安全に保っておく合理的な注意をしていた、また原告が自分の通る場所を選定するにあたって過失があり、その過失は州の過失と同等ないしは上回っていたとして、原告の訴えを退けた。原告上訴。

[判旨]

上訴棄却。

土地の所有者は、使用者自身が避けることを合理的に予想できるような明らかな、ないし周知の危険を消滅させることを要求されない。危険が明らかな場合、それは明示的な警告に代わりうるものであり、明らかな、ないし周知の危険を消滅させる所有者の義務を果たしたことになる。土地の所有者は、合理的な人であれば一般的な注意力をもって避けることが期待でき、極端なものでない危険であれば一般人は被害を受けないと、合理的に想定することが許される。

【先例】 Hascup v. City and County of Honolulu, 2 Haw.App. 639, 638 P.2d 870 (1982).

[事実の概要]

1976年7月11日、事故当時73歳であった原告であるHascup氏と彼女の娘は、ニュージャージーからの観光客としてワイキキのルアーズ通りを歩いていた。すると、Hascup氏のかかたが歩道の穴に引っかかり、彼女は転倒、17日間の入院治療を要する重傷を足首に負った。ニュージャージーに帰った後も、長期にわたるリハビリを余儀なくされた。彼女の娘は、事故の翌日、歩道の穴の状態を写真に撮った。原告はホノルル市を相手取り、賠償訴訟を起こした。

事実審において、被告市側は、当該写真だけでは、問題となっている穴について市が推定的に認識していたとするには不十分であるとして、指示評決の申立てをしたが、却下された。事実審では、穴の写真と、週に2回程度定期的に見回っていた市の建造物調査員による、この穴は修復されるべきものであったとする証言がなされた。その後、陪審は、原告に対する67000ドルの支払いを命じる評決を下した。被告側控訴。

[判旨]

控訴棄却。

欠陥について自治体が気づくべきであったというために、どのくらいの期間欠陥が直されずに放置されていなければならないかという問題は、陪審が判断すべき問題である。したがって、指示評決の申立てを却下した事実審の判断に誤りは無い。

なお、道路と歩道を相当程度安全な状態に保っておく義務が市にはあり、歩道に、相当な勤勉さをもって義務を果たしていたなら適切な部署によって欠陥が発見されるべきであったといえるだけの長期間にわたって欠陥が修復されずに存在した場合には、欠陥を認識していたものとみなされる。

【先例】 Wong v. Hawaiian Scenic Tours, Ltd., 64 Haw. 401, 642 P.2d 930 (1982).

[事実の概要]

Wesley Wai Leong Wong氏は、Hawaiian Scenic Tours 所有のスクールバスを運転していたが、1975年5月2日衝突事故を起こし死亡した。Wong氏の両親らは、Hawaiian Scenic Tours とホノルル市を相手取り、損害賠償請求訴訟をおこした。ホノルル市に対しては、交通管制装置 (Traffic Control Device) の調整・利用について過失があったという理由である。事実審で、それぞれの過失割合は、被害者本人、Hawaiian Scenic Tours、ホノルル市がそれぞれ、14%、80%、6%とされた。しかし、審理途中に、Hawaiian Scenic Tours との間には和解が成立したため、原告はホノルル市のみを相手取り審理が進行した。事実審は、ホノルル市に賠償を命じた。

ホノルル市は、ハワイ州制定法の過失相殺規定 (HRS §663-31) によると、加害者の過失が被害者の過失を上回らない場合、被害者による賠償請求を認めていないとして、上訴。

[判旨]

上訴棄却。

本件では、たしかに共同不法行為者・被告であるホノルル市の過失は6%であり、被害者・原告の過失14%を下回るが、両不法行為者、すなわちHawaiian Scenic Tours とホノルル市の過失を合計すれば、被害者・原告の過失を上回るので、このような場合に原告への賠償を認めるべきかが論点である。

もともと、コモモンローでは、寄与過失があれば被害者に賠償請求を認めておらず、このような考え方が公平に関する現代の考え方にそぐわないということで、1969年に制定法が定められた経緯がある。同法の目的は、被害者側に過失があったとしても、それが事故の主たる原因でない場合には、賠償を認めようというものである。複数の不法行為者がかかわる場合、過失の比較がどのようになされるべきかは取り扱ってこなかった。本裁判所は、加害者側の過失を合計して、被害者の過失と比較する方法が妥当であると考え、下級審の判断を是認する。

【先例】 Corbett v. Association of Apartment Owners of Wailua Bayview Apartments, 70 Haw. 415, 772 P.2d 693 (1989).

[事実の概要]

原告である Corbett 氏は、被告所有の施設内にある舗装された歩道から降りる際に転倒し傷害を負ったとして、訴えを起こした。転倒の原因は、舗装された歩道と隣の芝生との間に、4~5 インチの段差があったためである。

事実審で原告は敗訴し、上訴したが、理由として、被告側が陪審にした説示が不適切であるというものであった。

[判旨]

原審破棄差し戻し。

被告側が陪審にした説示中に、被告所有の施設の状態が「不当に危険 (Unreasonable Dangerous)」であったかどうかの問題である、との部分があり、またこの表現が3つの説示中に5回も使われている。本来問題とすべきは、施設の状態が「被害を与える不当な危険性 (Unreasonable Risk of Harm)」であって、なされた説示はミスリーディングである。

なお、判決中、施設所有者の義務について、当該施設の現状により、施設使用者に被害を与える不当な危険性があり、その不当な危険性を施設所有者が知っているか、もしくは知るべきであった場合には、施設所有者は、その危険を消滅させるために合理的な手段を講じるか、危険性を使用者に警告する義務を負うとしている。

受講者は各自、課題とされた事案および先例6つを分析し、これまでの授業で習ったオフィスメモ作成の作法にしたがって、自分なりの解答を作成、提出した。提出課題のシラバスにもあるように、提出締切日は、2回設定されており、1回目の提出後、学生一人一人に個別面談の機会が設けられ、コナー教授じきじきに、受講者と1対1で30分から1時間ほどかけて、解答について内容面、表現面、形式面すべてにわたって丁寧な指導がなされた。受講者はこの指導をもとに、自分の解答を書き直し、2回目の提出をしてようやく課題クリアということになる。

本課題に取り組みつつ、比較的長い設例を分析し、法的に重要となる部分を抽出していく点等が、日本の法科大学院で学生が取り組んでいる、いわゆる答案練習や、新司法試験の問題に近似する部分があるような気もしたが、解答の自由度ないし許容度は、もちろんそれぞれの課題のもつ目的の違いによる部分も大きいものの、こちらの課題の方がかなり大きいように感じた。先例をどう解釈しようが、設例を分析するにあたってどの先例をどのように使おうが、各自の判断に任される部分が多

く、いいかえれば何が正解で何が不正解なのかはよく分からない面があり、正直不安感をぬぐえない部分もあった。実際に、他の受講者と話してみても、かなり解釈、あてはめに幅があり、教授がそれを修正しようとするのもあまりなく、どの解釈、あてはめであれ、それなりに理屈が通っていればかまわないということのようだった。もう少し窮屈な解釈は、この入門講義ではなく、徐々に他の講義を受講するうちに学ばばよいということなのかもしれない。

5. その他

以上が本講義の大部分であったが、それ以外には、判例・文献等の引用方法 (Bluebooking) や、依頼者等への手紙の書き方 (Letter Writing) に関するごく簡単な説明があった。周知のことであるが、こちらでの法律分野における引用方法は、日本に比べてもかなり厳格なルールが定められており、多くの人は、表紙が青いため「ブルーブック」とよばれる書籍にルールにしたがっている。

講義以外の課外活動的なものとして、弁護士事務所訪問や、裁判所傍聴などがおこなわれ、ハワイ州の法律関係者という比較的狭いコミュニティということもあり、ロースクールと実務家との関係が非常に密接であることが体感された。

. おわりに

これで、ハワイ大学ロースクールで開講されているアメリカ法入門講義の紹介を終えたいと思う。この紹介は、2008年度秋学期のコースの概要を紹介するものであるが、執筆時点の現在は、すでに2009年度秋学期の同コースが始まっており、私も数回授業に顔を出させていただいた。今タームの講義にも世界各国から集まった14名のLL.M.コースの学生が参加しており、内容の中心部分は前年度講義と同様であるものの、前年度講義よりもさらにバラエティに富んだ授業、たとえば数時間をつかってロースクールの他教授による各専門分野に関する講義 (憲法、刑法、ネイティブハワイアンロー等) がオムニバスの実施されるなど、さらに興味深いものとなっている。

初学者教育をいかに充実させるかという課題は、わが国の法科大学院、ないし学

部1年生にとってきわめて重要なものであることは異論のないところであろう。本稿が、法学初學者教育を考える上での一助となれば幸いである。

注

- 1 名城大学法学部は、ハワイ大学ロースクールとの間に交流協定を結んでおり、ほぼ毎年ハワイ大学からロースクール教員を招聘して、講義ないし講演をおこなっていただいている。また、名城大学からも法学部教員が客員研究員という形でハワイ大学ロースクールへ派遣され、調査・研究に励んでいるところである。すでに2003年から2年間、伊川正樹准教授（租税法）が派遣され、また2010年度より柳澤武准教授（労働法）が派遣される予定である。
- 2 本稿では、ハワイ大学ロースクールのアメリカ法入門講義の内容を紹介することしかできないが、さらに同ロースクールをさまざまな角度から詳細に紹介し、さらに日本の法科大学院への有益な提言がなされている論稿として、伊川正樹『「ロースクール」と『法科大学院』のあいだ』名城法学54巻4号133頁をあげておく。
- 3 ちなみに2005年度入学者のデータによると、男女比は61%対39%、平均年齢26歳（22歳～57歳）、民族構成は、日系25%、白人系20%、ハワイアン14%、中国系11%、その他混血7%、ネイティブアメリカン4%、韓国系4%、フィリピン系3%、プエルトリコ系2%、ミクロナシアン2%、太平洋諸島人2%、黒人系1%となっている。
- 4 ここでいう「ブリーフ」は、前出の「ケースブリーフ」と紛らわしいが、前者は裁判所に提出する書面を指し、日本でいうところの各種申立書や、訴状、控訴趣意書、上告趣意書等がこれにあたり、後者は単に事案のまとめないしその記述という意味で使っている。
- 5 オフィスメモ（Office Memorandum）とは、弁護士が依頼された事案についての法的見解を述べた書類で、依頼人の質問に対する回答書、依頼人への法的アドバイスとしての書面、弁護士事務所内部での各弁護士間での内部文書等、さまざまな形で作成される。オフィスメモは、その後訴状、上訴趣意書等を作成する際にもその基礎となるものであり、この書面作成は弁護士のもっとも重要な仕事のひとつである。
- 6 このスペシャルレポートは、American Judicature SocietyによるJudicial Selection in the United States: A Compendium of Provisionsという研究を縮約し1980年に発刊されたものを、さらに2004年に補訂したもののようである。
- 7 http://www.nytimes.com/2006/04/02/opinion/02sun3.html?_r=1&scp=4&sq=justice+scalia&st=nyt

- 8 http://www.rawstory.com/news/2006/Retired_Supreme_Court_Justice_hits_attack_s_0310.html
- 9 以前はlegal affairsというオンラインジャーナル (<http://www.legalaffairs.org/>) に記事が載っていたようだが、現在では参照不能となっているようである。
- 10 ABA (American Bar Association) のオンラインジャーナル (http://www.abanet.org/home.html?ptc=global_home) 上の記事 (2004年10月) のようであるが、登録者以外は参照できないようである。
- 11 John C. Dernbach et al., A Practical Guide to Legal Writing & Legal Method 33 (3d ed. 2007).
- 12 Lucy v. Zehmer, 196 Va. 493, 84 S.E.2d 516 (1954).
- 13 Dernbach, supra note 11, at 41.
- 14 20 Mass. (3 Pick.) 207 (1825).
- 15 27 Ala.App. 82, 168 So. 196 (1935).
- 16 217 N.Y. 382, 111 N.E. 1050 (1916).
- 17 10 M. & W. 109 (Eng.) (1842).
- 18 6 N.Y. 397 (1852).
- 19 42 N.Y. 351 (1870).
- 20 [1932] A.C. 562, 1932 S.C. (H.L.)31, [1932] All ER Rep 1.
- 21 William Burnham, Introduction to the Law and Legal System of the United States 52 (4th ed. 2006).
- 22 Dernbach, supra note 11, at 7.
- 23 オフィスメモのサンプルとして、Dernbach, supra note 11, at 317-330.